

報道各位

新潟市危機管理防災局  
危機対策課

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について

市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第148条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急一時避難施設を新たに指定しましたので、お知らせします。

報道機関の皆さまにおかれましては、指定の周知にご協力下さいますようお願いいたします。

※緊急一時避難施設

弾道ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設

記

- 1 指定施設名 石宮公園地下自転車駐車場
- 2 所在地 新潟市中央区弁天1丁目1番20号
- 3 収容人数 約1,200人
- 4 使用時間 午前6時～午後11時

※市内の緊急一時避難施設数（令和4年12月28日現在）

147施設のうち地下施設4施設

■本件についてのお問い合わせ先  
危機管理防災局 西野  
電話 025-226-1141(内線 31141)